及び一二五七番）、後間原（一〇九六番、一〇九六番二、一一二二番、一一二三番及び一一二七番）、親子比利原（一二一五番）及び外部原（一八五三番、一九〇七番、一九一七番、二〇五六番及び二〇七七番）、字座喜味尾頓川（二八七九番）、字伊良皆仲地原（八九五番）、東原（一六〇〇番）及び前原（一七五二番）、字長浜多幸原（三四七三番二〇、三四八一番及び三四九〇番二二）並びに字長田与名田原（二二一番及び二三一番）及び石嶺原（四三四番、四七九番、五二七番、五四七番、五五九番及び五六九番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地の一　喜名公民館

○防衛省告示第二百十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県うるま市字天願前原（一六九番一及び一八三番一）及び町原（四七五番二）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県うるま市みどり町一丁目一番一号　うるま市役所

○防衛省告示第二百二十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県うるま市字西原ブリク原（七五〇番一、七五〇番三、七五九番一及び七五九番三）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県うるま市みどり町一丁目一番一号　うるま市役所

○防衛省告示第二百二十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県沖縄市字知花平田原（二六四七番一、二六六二番及び二八〇六番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県沖縄市仲宗根町三五番一四号　沖縄市軍用土地等地主会館

○防衛省告示第二百二十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県中頭郡読谷村字楚辺字東（六四番）、字西（二四八番及び二七六番）、西前原（五一六番）、東前原（五九八番）及び後原（一二三八番）、字渡具知喜野部原（三一二番）並びに字大湾糸蒲原（八一四番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地の一　喜名公民館

○防衛省告示第二百二十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県沖縄市字上地長次原（六五八番一及び六五九番一）、桑江畑原（一一〇二番一）、焼廻原（一二八八番二）及び寒田良原（一三一一番及び一三三六番三）、字山内大迫原（一〇二五番一及び一〇九五番）、西原（一二九二番）及び石迫原（一五三六番八）、字森根竹之花原（二〇五番）、字嘉良川嘉良川原（六四番、八四番、九七番及び一一七番）、伊佐良原（一九一番、一九五番、一九八番及び二〇〇番）、東嘉良川原（三二三番）、上古瀬原（五七一番）及び能理原（七七九番一、七七九番二及び七七九番三）並びに字白川白川原（四四六番）及び竹下原（五四八番一）

沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜金壇子原（四三番、四四番、五九番、六七番及び八九番）、字兼久中原（一三一番、一三二番及び一四六番）、字国直兼手原（一九九番）及び下国直原（八〇三番）、字屋良屋良原（一五六番）、崎間作原（一一九一番及び一二〇二番一）及び当底原（一一七九番）、字野里村内原（一一六番）、大城原（五一四番）及び前原（一〇三八番）並びに字野国村内原（七一番）、後原（一四六番、二八七番、二八九番及び二九四番）及び舟久保原（六六〇番一）

沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭伊礼伊森原（八六五番）及び平安山伊森原（一〇七〇番）並びに字下勢頭下勢頭原（四〇〇番二）及び大道原（八四五番一）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県沖縄市仲宗根町三五番一四号　沖縄市軍用土地等地主会館

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地九　沖縄防衛局

沖縄県中頭郡北谷町字吉原九七八番地　北谷町軍用地等地主会事務所

○防衛省告示第二百二十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十三日

防衛大臣　一川　保夫

一　使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二　使用する土地の所在

沖縄県宜野湾市字普天間石川原（二四七番四）、字安仁屋東原（三六三番、三六五番及び三七四番）及び前原（五七五番、五七六番、五七七番及び六一四番）、字喜友名下原（一一九八番、一一九九番、一二〇〇番、一二一三番、一二一四番、一二一五番及び一三五二番一）並びに字新城大道原（四五九番及び四七六番）及び下原（五五六番、五九四番、六六六番、六六八番、六七二番、六七五番、六七六番、六七九番、六九四番、六九五番、六九六番、七〇三番、七〇四番、七〇七番、七四二番及び七四三番）

沖縄県中頭郡北谷町字北前安仁屋原（二九七番）

沖縄県中頭郡北中城村字比嘉西原（七〇三番一、七二九番一及び七三二番一）並びに字瑞慶覧部落（一八番及び五一番）、西前原（二三〇番）及び東後原（七〇〇番一、七四五番一、九二二番及び九四二番）

三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館

沖縄県中頭郡北谷町字吉原九七八番地　北谷町軍用地等地主会事務所

沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場四二六番地二　北中城村役場